

地方自治体の景観計画における色彩規制に関する研究

前橋工科大学 学生会員 小泉 理
正会員 小林 享

1.研究目的

本研究は景観計画の一端である色彩計画について、色彩規制を実施している自治体のデータ収集を通して各自治体の規制上の特性、自治体間の相違点、共通点を把握することを目的とする。

2.研究の対象・方法

調査時点(2009 年 12 月 1 日)で景観計画の中に色彩規制を含む自治体は97であった。そこでこの97の自治体の色彩規制の内容について分析した。

なお本研究では色彩規制の内容を以下の観点から検討した。

- 1) 規制対象となる景観を種別する。
 - 2) 種別した景観ごとに色相と彩度について分析する。
- ここでの分類にあたって円環に色相をとり、軸に彩度をとった図もとに整理した(図1 参照)。

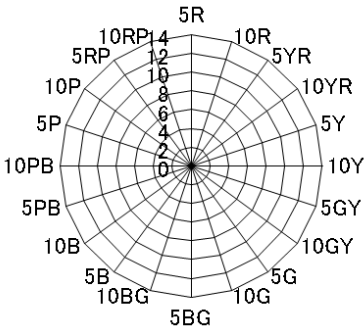


図1 色度図

- 3) 自治体間の比較を特に色相と彩度の側面から行う。

3.研究結果

1) 規制対象の景観の分類

まず各自治体の色彩計画における景観分類とそこでの規制状況を調べた。規制のかけ方を検討すると、主に住居地、商業地、工業地などの一般的な区分と、水辺や駅、城周辺など、景観的に特徴のある区分に分けられていることがわかった。

そこで本研究では前者を一般的な景観類型、後者を特性に応じた景観類型とする。さらにこの二つの景観類型を表1に示すとおり一般的な景観類型に属するものとして4タイプ、特性に応じた景観類型に属するものとして工作物(屋外広告物等)に関する項目を含めた7タイプに分類した。

尚、各景観タイプに対して彩度規制、さらに数値規制をかけている自治体の割合は表2に示すとおりである。

表1 景観タイプごとの内容

	景観タイプ	景観タイプの内容
一般的な景観類型	住居地	住居地または住居地と店舗が混在する区域
	商業地	商業活動にともせられる区域
	工業地	工業活動にともせられる区域
	その他(自然景観)	山地 田園 大規模公園・緑地 丘陵等自然が存在する区域
特性に応じた景観類型	水辺の景観	河川、海辺、湖沼及びその周辺区域
	駅及びその周辺の景観	駅及びその周辺区域
	城及びその周辺の景観	城及びその周辺区域
	沿道景観	市街地、山地、田園等を走る道路及びその周辺区域
	歴史的まちなみ景観	かつての宿場町や旧街道周辺、寺社及びその周辺区域 武家屋敷、蔵作りのまちなみ及びその周辺区域
	景観重点地区	景観計画区域内で特に良好な景観の形成の図る必要がある区域 自然的、歴史的な特徴を持ち景観資源の集積する区域
	工作物	屋外広告物 柵 塀 擁壁 電柱 舗装 煙突等

※ここで分類した景観タイプは都市計画の土地利用区分とは別のものである。

表2 彩度規制及び数値規制をかけている自治体の割合

	景観タイプ	97自治体のうち彩度に規制をかけている自治体数 () 内は割合 %	97自治体のうち数値規制をかけている自治体数 () 内は割合 %
一般的な景観類型	住居地	55 (56.7)	16 (16.5)
	商業地	48 (49.5)	20 (20.6)
	工業地	39 (40.2)	14 (14.4)
	その他(山地・田園・丘陵等)	83 (85.6)	25 (25.5)
特性に応じた景観類型	水辺の景観	66 (68.0)	11 (11.3)
	駅およびその周辺の景観	23 (23.7)	4 (4.1)
	城およびその周辺の景観	6 (6.2)	5 (5.2)
	沿道景観	50 (51.5)	12 (12.4)
	歴史的町並み景観	49 (50.5)	5 (5.2)
	景観重点地区	69 (71.1)	12 (12.4)
	工作物	80 (82.5)	18 (18.6)

その他(自然景観)と景観重点地区には7割以上の自治体が色彩規制をかけていることから色彩規制の中で重要な景観タイプであるといえる。一般的な景観類型に属する景観タイプには4割以上の自治体で規制がかけられている。水辺の景観と歴史的まちなみ景観には7割前後の自治体で規制がかけられている。城及びその周辺の景観は規制している自治体数は少ない。またほとんどの景観タイプに5割以上の自治体が規制をかけているが具体的な数値規制をかけている自治体数になると1~3割弱である。そのような、数値規制をしていない自治体では「周囲の景

観に調和する色彩を用いる」など、抽象的な表現をしているところが多い。

2) 各景観タイプに対しての規制状況

各景観対象に対して色相ごとの彩度に対する規制範囲をまとめたところ次のような結果が出た。全体の傾向として彩度規制が緩い色相は YR(黄赤)を中心とした R(赤)～Y(黄)の暖色系の色相である。規制される彩度の範囲は、彩度3～6であるところが多い。彩度規制が厳しい色相は B(青)～P(紫)の寒色系の色相である。規制される彩度の範囲は、彩度1～3 であるところが多い。また一般的な景観類型に属する景観対象で推奨される色相が主に 5YR～10YRであるのに対し、特性に応じた景観類型に属する景観対象では、それが 5YR～5Yと若干違いがある。

個別の特徴を見てみると、一般的な景観類型では商業地の彩度規制が(特に YR 系の色相)他の景観対象と比べて緩いことが分かった。またその他に属する景観対象は寒色系の色相に対する彩度規制が他と比べて厳しい。

特性に応じた景観類型では城及びその周辺の景観が全色相に対して他の景観対象に比べかなり彩度規制が厳しい。駅及びその周辺の景観や沿道景観など商業施設の立地が考えられる景観対象においては YR 系の色相に対する彩度規制が緩いことがわかった。しかし駅周辺の景観に対する寒色系の色相 B(青)～P(紫)に対する彩度規制は他の景観対象に比べて厳しいということもわかった。

建築物の外壁と屋根で規制を分けているところは基本的には屋根の規制の方が緩い。さらに各景観対象の中で彩度規制が特異な自治体について調べると次の自治体が抽出できた(尚、表中の「傾向」とはどの色相に対して規制が緩いかを表す)。

表 3 景観タイプごとの自治体間の比較

景観タイプ	傾向	景観タイプごとの規制内容が特異な自治体
住居地	5YR～10YR	常滑市、流山市、樺原市の R(赤)系に対する彩度規制が他に比べて緩い。 川口市、長野市の寒色系色相に対する彩度規制が他の自治体に比べて緩い。 工作物(舗装等)に対する規制を定めている自治体も存在する。
商業地	5YR～10YR	高山市の R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。 宇治市(屋根)の YR(黄赤)に対する彩度規制が他の自治体に比べかなり緩い。
工業地	5YR～10YR	流山市、宇治市の YR(黄赤)に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。 宇治市(屋根)の YR(黄赤)に対する彩度規制が他の自治体に比べかなり緩い。
その他	5YR～5Y	今回の調査では特に特異な彩度規制をかけている自治体はなかった。
水辺の景観	5YR～5Y	滋賀県琵琶湖周辺(外壁・屋根)に対する寒色系に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。 各務原市の R(赤)、YR(黄赤)に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。
駅及びその周辺	5YR～5Y	大山市の暖色系の色相に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。
城及びその周辺	5YR～5Y	調査した自治体が少ないため特異な自治体は無い。
沿道景観	5YR～10YR	宇治市(外壁)の暖色系の色相に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。 宇治市(屋根)の暖色系、寒色系の色相ともに彩度規制が他の自治体に比べかなり緩い。
歴史的なまちなみ景観	5YR～10YR	伊丹市、新発田市の彩度規制が他の自治体に比べかなり厳しい。 宇治市は外壁、屋根ともに彩度規制が他の自治体に比べ緩い。
景観重点地区	5YR～10YR	石川県、宇治市の寒色系の色相に対する彩度規制が他の自治体に比べ緩い。
工作物	5R～5Y	それぞれが独自の規制をかけている。

YR 系の色相に対する規制が緩い自治体が多く、特に一般的な景観類型に属する景観タイプの中で顕著であった。対照的に彩度規制が厳しいのは歴史的まちなみ景観を有する自治体であった。

3) 工作物(屋外広告物等)に関する規制

図2の通り傾向としていえる色相はあまりはっきりしていない。屋外広告物に関する規制はほとんどの自治体で行われている。しかし屋外広告物は各店舗や企業のイメージカラーが強く影響するため数値規制することは難しいのが現状である。現在数値規制している自治体でも彩度4～10の間とかなり規制範囲を広くしているところが多い。

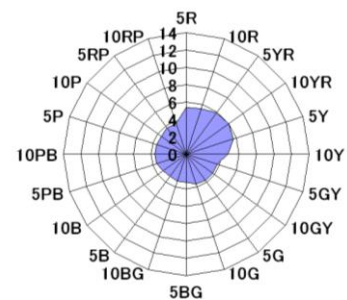


図2 工作物に関する規制状況(総括)

街中では問題とならないような屋外広告物の色彩をそのまま歴史的町並みの残る地域や、自然に囲まれた地域に安易に用いてしまうと景観を損なう可能性がある。最近では、景観の保全に力の入れている地域において企業のイメージカラーを抑えた屋外広告物を目にするところがある。工作物に関しても綿密な色彩規制が必要である。



図3 色彩規制の効果

4 まとめ

今回の研究結果より次のようなことが言える。まず全体的な傾向から見て、建築物の色彩規制を考えたときベースとなる色相は YR 系の暖色系の色相である。

周囲の状況に調和させることが優先されるため景観対象ごとに彩度規制に差異を設ける必要がある。またその景観対象もさらにさまざまなタイプに分けられるためそれぞれに合わせ、規制内容を変える必要がある。工作物に対しても同様のことが言える。

参考文献

1) 国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp>